

特定小売供給約款の変更認可申請の補正に係る
経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について（案）

令和 5 年 4 月 3 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

令和 4 年 1 1 月及び令和 5 年 1 月に、みなし小売電気事業者から経済産業大臣に対して特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）が行われた。また、令和 5 年 3 月に、各事業者から経済産業大臣に対して本申請の補正（以下「本補正」という。）が行われた。これを踏まえ、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に、本補正に係る意見聴取があったところ、当該意見聴取への当委員会の対応方針について御審議をいただきたい。

1. 経緯

以下に掲げるみなし小売電気事業者（7 者）（以下「各事業者」という。）から行われた本申請について、令和 5 年 3 月 1 6 日の電力・ガス取引監視等委員会（第 4 2 1 回）における審議を経て、「直近の燃料価格、卸電力市場価格及び電力先物価格を踏まえて原価等を再算定することが適切である」旨の一次回答を、当委員会から経済産業大臣に対して行った。

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

これを受け、経済産業大臣から各事業者に対して本申請の補正に係る指示がなされ、令和 5 年 3 月 2 9 日及び同月 3 0 日に、各事業者から経済産業大臣に対して本補正が行われた（本補正の概要については別紙参照。）。その上で、2 0 2 3 0 3 2 9 資第 9 号のとおり、経済産業大臣から当委員会に、本補正について意見聴取があった。

2. 当委員会の対応

当委員会では、本申請に係る特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成 2 8 年 4 月制定）に照らして妥当なものであるか、料金制度専門会合（以下「専門会合」という。）において審査を行っている。

今後、専門会合において、本補正の内容についても審査を行い、引き続き、本申請及び本補正に係る査定方針案等（以下「査定方針案」という。）を、中立的・客観的かつ専門的な観点で検討する。

その上で、専門会合で査定方針案が取りまとめられ次第、当委員会において審議し、経済産業大臣に対して意見回答を行う。

3. 参照条文

●電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則
（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、（中略）特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、（中略）特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。@

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 三 みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8（略）

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 附則（中略）第十八条第一項（中略）の認可をしようとするとき。
- 二～六（略）

2（略）